

(書 式 6 - 5)

不 相 当 対 価 を 理 由 と す る 遺 留 分 減 殺 請 求
通 知 書

通 知 書

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 、 被 相 続 人 ○ ○ ○
○ が 亡 く な り ま し た 。

被 相 続 人 ○ ○ ○ ○ の 法 定 相 続 人 は 被 相 続 人
の 子 で あ る ○ ○ ○ ○ と 私 で す 。

と ころ で 、 被 相 続 人 は 死 亡 直 前 の 平 成 ○ ○
年 ○ 月 ○ 日 に 下 記 不 動 産 を 貴 殿 に 売 却 し て お
り ま す が 、 売 却 価 格 は 時 価 金 ○ ○ 円 の と ころ
、 金 ○ ○ 円 で 売 却 さ れ ま し た 。

被 相 続 人 の 上 記 行 為 は 私 に 相 続 さ せ な い た
め の も の で あ り 、 貴 殿 も そ の こ と を 承 知 の 上
で 売 買 に 関 与 し て い ま す 。 か か る 場 合 、 民 法
第 1 0 3 9 条 に よ り 贈 与 と み な さ れ ま す 。

私 の 遺 留 分 は 遺 産 全 体 の 4 分 の 1 に あ た り
ま す が 、 上 記 贈 与 は 私 の 遺 留 分 を 侵 害 し て お
り ま す 。

よ っ て 、 私 は 貴 殿 に 対 し て 、 遺 留 分 減 殺 請
求 権 を 行 使 し ま す 。

記

所 在 ○ ○ 市 ○ ○ 区 ○ ○

地 番 ○ ○ 番 地

地 目 宅 地

地 積 ○ ○ ○ 平 方 メ ー ト ル

なお、貴殿が売買に際して支払われた金○
○円につきましては、本件物件の返還を受け
たときに償還いたします。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○

Asahi Chuo

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○ 殿



解 説

(不相当対価を理由とする遺留分減殺請求通知書)

売買は贈与ではないから、原則として、遺留分侵害行為となることはない。しかし、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行った場合には、その例外となる。

その場合、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を弁償しなければならない。

